

薬生食輸発0311第1号  
令和2年3月11日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(中国産ほうれんそうのピラクロストロピン並びにごぼうのクロルピリホス、米国産セロリのアセフェート、ピフェントリン及びメタミドホス並びにベトナム産えびのスルファジアジン並びにふくろたけのクロルピリホス)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正:令和2年3月4日付け薬生食輸発0304第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、地方自治体が実施した収去検査の結果、中国産冷凍ほうれんそうにおいて、残留農薬の基準に違反した事例があったことから、中国産ほうれんそうに対する残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、中国産ごぼうのクロルピリホス、米国産セロリのアセフェート、ピフェントリン及びメタミドホス並びにベトナム産えびのスルファジアジンについてモニタリング通知の別表第2から削除することとする。

さらに、過去一年間の検査実績を踏まえ、ベトナム産ふくろたけのクロルピリホスについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和元年 3月11日	中国	ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬 (ピラクロストロピン)	